

令和 7 年 4 月 1 日からの建築確認申請手数料一覧表（抜粋）

確認申請・計画通知・中間検査申請・完了検査申請							
		確認申請・計画通知		計画変更	中間検査	完了検査 ③	
		基本額 ①	構造計算が許容応力度等計算（ルート 2）で行われている場合の加算			中間検査なし	中間検査あり
建築物	30㎡以内	10,000円	89,000円	10,000円	13,000円	18,000円	17,000円
	30㎡を超え100㎡以内	19,000円	89,000円	19,000円	16,000円	25,000円	24,000円
	100㎡を超え200㎡以内	30,000円	89,000円	30,000円	23,000円	35,000円	33,000円
	200㎡を超え500㎡以内	43,000円	89,000円	43,000円	28,000円	47,000円	44,000円
	500㎡を超え1,000㎡以内	57,000円	89,000円	57,000円	49,000円	64,000円	62,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	83,000円	113,000円	83,000円	66,000円	88,000円	82,000円
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	243,000円	119,000円	243,000円	147,000円	210,000円	190,000円
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	364,000円	160,000円	364,000円	222,000円	307,000円	298,000円
	50,000㎡を超えるもの	621,000円	297,000円	621,000円	408,000円	537,000円	525,000円
建築設備	昇降機	11,000円	—	7,200円	—	16,000円	—
	小荷物昇降機	6,600円	—	4,500円	—	11,000円	—
工作物		11,000円	—	6,900円	—	13,000円	—

確認申請・計画通知への加算 ②		
省エネ適判を要しない仕様基準の場合		
一戸建て住宅	200㎡未満	13,000円
	200㎡以上	14,000円
共同住宅	300㎡未満	24,000円
	300㎡以上2,000㎡未満	38,000円
	2000㎡以上5,000㎡未満	59,000円
	5,000㎡以上	77,000円

完了検査への加算 ④	
省エネ適判、仕様基準、住宅性能評価等の場合（建設住宅性能評価は除く）	
500㎡以内	5,500円
500㎡を超え1,000㎡以内	7,500円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	10,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	21,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	35,000円
50,000㎡を超えるもの	53,000円

仮使用認定申請		
検査済証交付前建築物等仮使用認定申請手数料	法第7条の6第1項第1号及び2号	121,000円

道路位置指定申請		
位置指定道路の指定、変更又は廃止の申請手数料	法第42条第1項第5号	50,000円

建築許可申請		
建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定申請手数料	法第43条第2項第1号	28,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築特例許可申請手数料	法第43条第2項第2号	36,000円
公衆便所等の道路内建築特例許可申請手数料	法第44条第1項第2号	36,000円
道路内建築特例認定申請手数料	法第44条第1項第3号	28,000円
公共用歩廊等の道路内建築特例許可申請手数料	法第44条第1項第4号	162,000円
用途地域内建築等特例許可申請手数料	法第48条第1項～第14項ただし書き	181,000円
特殊建築物等の敷地位置特例許可申請手数料	法第51条ただし書き	160,000円
建築物の高さ限度適用除外許可申請手数料	法第55条第3項各号	162,000円
日影による建築物の高さ特例許可申請手数料	法第56条の2第1項ただし書き	162,000円
仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料	法第85条第6項	121,000円

全体計画認定申請		
増築等を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定申請手数料及び全体計画変更認定申請手数料	法第86条の8第1項及び第3項	28,000円

一団地認定申請・連担建築物認定申請		
一団地認定申請手数料（総合的設計による一団地の建築物）		法第86条第1項
1：建築物の数が2である場合		78,000円
2：建築物の数が3以上である場合（2を超える建築物を「N」とする。）		78,000円＋N棟×28,000円
連担建築物認定申請手数料（既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物）		法第86条第2項
1：建築物の数が1である場合（既存建築物は除く。2：において同じ。）		78,000円
2：建築物の数が2以上である場合（1を超える建築物数を「N」とする。）		78,000円＋N棟×28,000円

各種証明	
建築確認台帳記載事項証明	410円
建築工事届出証明	410円
道路の位置指定証明	410円

この一覧表は、鹿児島県手数料徴収条例中の土木部建築課所管の手数料からの抜粋です。

は、改正箇所

は、新規の項目